

平成 28 年 12 月

ハンドボール関係者 各位

公益財団法人日本ハンドボール協会
医事委員会委員長 佐久間 克彦

「サプリメント摂取」に関する再度の注意喚起

日頃から、公益財団法人日本ハンドボール協会医事委員会の活動にご協力ご理解を賜り感謝申し上げます。

この度、公益財団法人 日本オリンピック委員会より「サプリメント摂取」に関する注意喚起が出されましたことをうけ、当委員会からも改めて注意喚起をさせていただきます。

国内においては、サプリメントは食品に分類され、医薬品、医薬部外品とは明確に区別されています。医薬品・医薬部外品に関しては薬事法により定められ、効能効果やすべての成分を表示する義務がありますが、サプリメントに関しては薬事法で定義されず、すべての成分を表示する義務がありません。そのため、ドーピング防止における禁止物質を含む製品も販売されています。また最近海外製品においては、健康に有害である物質やステロイド、利尿剤といった禁止物質を含む商品の報告が相次ぎ、これらの商品に対しての監視が強まっています。

実際に 2015 年度にはサプリメントが原因の可能性のあるドーピング違反例が日本国内だけで少なくとも 4 例報告されており、その中には国内産のサプリメントでも禁止物質が含まれていることも報告されました。

選手がサプリメントを使用する際には、国内製品も含め禁止物質を含んでいないことが確認された商品だけを使用すること。現在、サプリメントは海外製品を含め、インターネット等で簡単に購入することができますが、インターネット等で安易に購入することなく必ず事前に医師に確認することを選手はもちろんです。指導者におかれましても徹底して頂くことをお願いいたします。

以上